

論説

# 裁判員裁判における少年の刑事事件

2004年4月入学

岩堀裕

## I. はじめに

### II. 少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することの問題点

- 1 少年の情操保護・更生への配慮との関係で生じる問題
- 2 社会記録の取り扱いに関する問題
- 3 不定期刑制度に関する問題
- 4 少年法 55 条の家庭裁判所への移送に関する問題

### III. 少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することのメリット

### IV. これからの方策

—裁判員裁判における少年の刑事事件をどのように考えるか、どのように行うか—

## I. はじめに

昨今、裁判員制度の実施を目前に控え、その審理方法を巡って法曹三者の間では活発な議論が交わされている。しかしながら、少年の刑事事件（ここで、「少年の刑事事件」とは、少年の刑事被告事件を指す）を裁判員制度下で審理すべきか、審理するとして、特別の配慮は必要ないのかといった問題については、あまり活発に議論されていないのが現状であり、いわば取り残された問題になっているように思われる<sup>1)</sup>。本稿では、このような問題意識を前提に、少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することの問題点、メリット、そしてこれからとるべき方策等について検討する。本稿を通じ、より多くの方がこの問題について考える機会を持って頂ければ幸いである。

なお、執筆に先立ち、河本雅也東京地方裁判所判事に、裁判員裁判への準備状況等についてインタビューする貴重な機会を頂いた。ここで、改めて、心からお礼申し上げたい<sup>2)</sup>。

## II. 少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することの問題点

裁判員裁判（ここで、「裁判員裁判」とは、裁判員の参加する刑事裁判を指す）の対象事件

1) 本稿は、2006年8月に執筆したものである。

2) インタビューは、2006年6月8日、東京地方裁判所において実施した。

は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、及び死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（裁判員法2条1項、裁判所法26条2項2号）であり、一方、少年法においては、平成12年の改正により、刑事処分可能年齢が刑事責任年齢と同じ14歳以上に引き下げられ、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものについては、家庭裁判所は原則として検察官送致決定をしなければならないとする原則検送制度が導入されたことから、原則検送該当事件は、裁判員対象事件と一致し、裁判員裁判が実施されると、少年の刑事事件の多くは、裁判員裁判により審理されることになる。しかし、「裁判員制度の検討過程の中で、少年の刑事事件を取り扱うことを前提とした議論はなされなかったようであり、今後、少年法との調整の必要が生じるかもしれない」との指摘<sup>3)</sup>があるように、少年の刑事事件を裁判員制度下で審理するべきか、審理するとして、考えられる問題点は何か、その問題点についてどう対処すべきか等について十分に議論がなされている状況にはないように思われる。少年の刑事事件をそもそも裁判員制度の下で審理すべきかという議論については、後の箇所でも検討することにし、ここでは、少年の刑事事件を裁判員制度下で行うとした場合に想定される問題点について検討する。

## 1 少年の情操保護・更生への配慮との関係で生じる問題

まず、最初に考えられる問題点として、裁判官3人と裁判員6人、計9人<sup>4)</sup>が壇上から被告少年を見下ろした状態で、審理することが被告少年に過度の威圧感を与え、審理において少年を萎縮させ、少年の防御が十分に尽くされないまま判決がなされ、その結果、少年の情操・更生に悪影響を与える場合がありうるということが挙げられる。この点は、年長少年（ここでは、14・15歳の少年を年少少年、16・17歳の少年を年中少年、18・19歳の少年を年長少年と分類する）では、あまり問題にならないと考えるが、それ以外の少年、特に年少少年の場合に問題となりうる〔なお、平成13年4月1日から平成17年3月31日までに終局決定時16歳未満の少年について事件を検察官に送致した例は、傷害致死で2名、強盗強姦で1名の計3名（いずれも終局時年齢15歳）<sup>5)</sup>であり、数の上では少数にとどまるが、しかし、皆無ではない以上、この点についての問題を無視することはできない。また、同様の問題は、年中少年にも当てはまる〕。

この第一の問題点を考える前提として、そもそも刑事裁判においても、少年審判の場合に準じて、少年の情操への配慮、少年の健全育成の要請（少年法1条参照）が及ぶのかが問題となる。この点については、少年法50条が、少年の刑事事件の審理方針として、家庭裁判所による調査は「少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して」行うと定めた少年法9条

3) 八木正一「少年の刑事処分に関する立法論的覚書」判例タイムズ1191号64頁、69頁（2005）。

4) 裁判員法では、争いのない事件について裁判官1人と裁判員4人からなる合議体で審判できる場合に関する規定がある（裁判員法2条3-7項）が、法定合議事件にあたる重大事犯の審判において職業裁判官を減数することは、刑事裁判の適正に対する制度的保障を後退させる〔酒巻匡「裁判員制度の意義と課題」法学教室308号15頁（2006）〕ため妥当ではないと解されるので、本稿では、裁判官3人と裁判員6人からなる合議体で裁判員裁判が行われることを前提に議論を進める。

5) 「平成12年改正少年法の運用の現況（平成13年4月1日～平成17年3月31日）」（最高裁判所事務総局家庭局2005年6月）2頁（<http://www.courts.go.jp/about/siryu/pdf/kaisyonen05.pdf/>, 2007年8月19日最終検索）。

の趣旨に従って行うことを求めていることを、少年法が、少年の更生・健全育成の可能性を刑事裁判の量刑判断に反映させようとしていることの表れと解することができること<sup>6)</sup>、また、刑訴法規則 277 条の「懇切を旨とし」の文言は、被告人たる少年に対して、単に「分かり易く丁寧に」という意味にとどまらず、不必要に被告人の情操を害したり、その更生を妨げるような審理をしてはならないことを含んでいると解するのが相当である、との仲家・八木両判事の指摘<sup>7)</sup>を考慮すれば、刑事裁判においても、少年審判の場合に準じて、少年の情操への配慮、少年の健全育成の要請（少年法 1 条参照）が及ぶと解すべきである。

では、裁判員裁判が、このような情操保護の要請と両立しないのではないかと、という第一の問題点をどのように考えるべきか。確かに、被告少年が、過度の威圧感の下で、十分な弁明をすることができず、自己が納得しないまま判決を言い渡されるという状況は、適正手続の要請から問題があるだけでなく、少年の更生・情操保護の見地からも望ましくない〔流山事件最高裁判決の団藤補足意見は、適正手続と保護の考え方は対立するものではなく、適正な手続きが遵守され、少年が納得した上で処分の決定がなされれば、少年の更生に資する旨を述べる（最決昭和 58 年 10 月 26 日<sup>8)</sup>〕。これは、少年審判においても適正手続の要請が及ぶかという争点の下で述べられたものであるが、少年の更生のためには、少年が適正な手続、すなわち、十分な弁明をすることができたことと少年が感じることのできる手続で行われる審理を経て、納得した上で処分を受ける必要があるという考えは、

少年審判のみならず、刑事裁判の下でも当然妥当する〕。しかし、この点については、少年が威圧感から萎縮して十分な弁明ができないのであれば、公判において、少年に保護者等の付き添いを認める（参照、刑訴法 157 条の 2）、弁護人が少年との打ち合わせを十分に行い、少年の防御権が十分尽くされるよう努力する、裁判所も公判期日中の弁護人と被告人の接見を可能にするなど弁護人と少年が十分に意思疎通ができるよう配慮する<sup>9)</sup>、裁判長が少年に過度に高圧的な印象を与えるような訴訟運営をしないよう配慮する等々の運用上の措置により対処可能ではないかと考える。少年の刑事事件を裁判員制度下で行うことには、デメリットだけでなく、後に述べるようにメリットも存在し、問題点があるからといって、安易に裁判員裁判の対象事件から外すというような措置をとるべきではなく、それよりも影響の少ない運用上の措置で対処可能であれば、裁判員制度のメリットを活かすため、そのような運用上の措置で対処すべきである。

## 2 社会記録の取り扱いに関する問題

第二の問題点として、裁判員裁判における社会記録の取り扱いをめぐる問題が挙げられる。

少年の刑事事件においては、審理の結果によっては刑事裁判所が少年を保護処分にするのが相当であると認めて、事件を改めて家庭裁判所に移送することがありうるため（少年法 55 条）、審理に当たっても少年法 9 条の趣旨に則り、なるべく、人間関係、人間行動に関する専門的智識を活用して情状の調査に及ぶべきこと

6) 前田忠弘「判批」田宮裕編『少年法判例百選』（有斐閣、1998）225 頁。

7) 八木・前掲注 3) 70 頁。そこで引用されている、仲家暢彦「若年被告人の刑事裁判における量刑手続—少年調査記録の取扱いを中心として」中山善房判事退官記念『刑事裁判の理論と実務』（成文堂、1998）347 頁参照。

8) 最決昭和 58 年 10 月 26 日刑集 37 卷 8 号 1260 頁。

9) 執筆に先立って行ったインタビューで、河本判事は、連日的開廷になることで、公判期日中の弁護人と被告人の接見は可能になるのか、昼休み等、審理の合間の打ち合わせについての配慮はあるのかという質問に対して、「できるだけそのような接見はなるべく認める方向で検討している。構内接見の設備は現在、各裁判所で設置中である」旨、述べておられた。少年の刑事事件、特に年少・年中の少年事件においては、弁護人がより慎重に少年と意思疎通を図り、適切に防御権を行使することが必要であることから、このような公判期日中の接見を裁判所はより広く認めるべきであると考えられる。

が求められている（少年法 50 条，9 条）。このことから、家庭裁判所のような専門的調査機構を備えていない刑事裁判所としては、家庭裁判所が取り調べた証拠、特に社会記録を活用する必要があり（刑訴法規則 277 条参照）<sup>10)</sup>、実務上は、当事者からの申請または職権で、刑事裁判所によって家庭裁判所から社会記録が取り寄せられた上、必要な資料が法廷に顕出されて証拠調べが行われるというのが通例とされる<sup>11)</sup>。その場合、社会記録の高度の秘密性から法廷での取調べ方法をどうすべきか、また、その証拠能力をどのように考えるべきかが従前から議論されてきた。前者については、社会記録の秘密性、プライバシーの要請にかんがみ、証拠調べの方法としては、これを公開の法廷で朗読すべきではなく、要旨の告知にとどめる（刑訴法規則 203 条の 2 参照）<sup>12)</sup>、あるいは、当事者の同意を得て、上記の重要な要請から、要旨の告知をしなくてもよいという例外を認めるといった取り扱いが実務でとられているようであり、また、後者については、量刑に関する単なる情状の資料であり自由な証明で足りるとする説<sup>13)</sup>と厳格な証明を要するとする説<sup>14)</sup>が対立しており、厳格な証明を要するとする説が実務では有力のようである。

裁判の審理に一般市民である裁判員が加わり、書面主義から口頭主義への転換が求められる裁判員裁判においては、社会記録の取調べについては、従前の議論に加えて、さらに困難な問題が生じる。

まず、実務家からは、社会記録が、本来非公開の保護手続で少年の要保護性に関する判断資料とするため作成されたもので、少年及びその家族のプライバシーに触れる事柄をもその内容に含んでおり、また、その調査は、その結果を

外部には漏らさないという被調査者との信頼関係をもとにしてはじめて十分になしうるものであることから、社会記録を裁判員に見せるのは躊躇を覚えるとの意見が聞かれる<sup>15)</sup>。しかし、この点については、一般市民を裁判員として刑事訴訟手続に関与させることを制度として決め、また裁判員法が裁判員が職務上知りえた秘密の漏示に対して罰則（裁判員法 79 条）をもって臨んでいる点を考えれば、裁判員が、社会記録を含む職務上知りえた秘密について、その重要性を理解し、秘密を漏らさないということ（すなわち、裁判員への一定の信頼）を前提としないければ、結局のところ裁判員は信用に値しないということになり、裁判官と裁判員が協働して裁判をするという裁判員制度そのものを否定することになりかねない。裁判員が一定の良識を有していることを前提としつつ、重要なのは、裁判官が中間評議や評議において、裁判員に、社会記録の高度の秘密性や、調査が調査者と被調査者との間の信頼関係によってはじめて可能になるということ十分に説明し、その秘密保持を強く求めることであると考えられる。他方、裁判官から裁判員に対して以上のような説明が十分にされるということ、また、裁判員の秘密漏示に対しては刑罰による威嚇がされていることが、調査者、被調査者の間で認識されれば、調査者と被調査者の間の信頼関係に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

次に、口頭主義を基本として行われる裁判員裁判の下において、従前のような、社会記録の取調べにつき、当事者の了解を得て、法廷での朗読や要旨の告知を省略するなどの取り扱いが許されるかが問題となる。社会記録は、被告人の情操保護、記録の秘密性、家庭裁判所と被調査者との間の信頼関係保持の観点から、口頭主

10) 栗原平八郎「少年事件」熊谷弘ほか編『公判法体系 3 公判裁判 2』（日本評論社，1975）191 頁。

11) 栗原・前掲注 10) 192 頁。

12) 池田眞一「判批」田宮裕編『少年法判例百選』（有斐閣，1998）221 頁。

13) 池田・前掲注 12) 221 頁。

14) 栗原・前掲注 10) 192 頁。

15) 河本判事へのインタビュー。しかし、河本判事は、少年法 55 条の移送や量刑の判断に必要なのであれば、社会記録を裁判員に直接見てもらう必要があるとし、今後、社会記録の作成方法についても検討を要するのではないかとされている。

義には馴染まないものであり、裁判員制度の下においても、口頭主義の例外として、従前どおりの取り扱いを認め、中間評議や評議において、裁判官が裁判員に対し、証拠となった社会記録の内容を適宜説明しながら裁判員が社会記録に目を通すというような運用が許され、またそのような運営がされるべきである<sup>16)</sup>。

### 3 不定期刑制度に関する問題<sup>17)</sup>

少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することの第三の問題点として、少年法52条が規定する不定期刑制度の存在が挙げられる。不定期刑制度については、解釈上未解決の問題があることから、その立法的解決を見ないまま裁判員制度が実施されるとした場合、少年被告人の量刑を決定するに当たって、著しい混乱を生じさせるおそれがあり、裁判員裁判のもとで不定期刑制度を維持するのが相当であるのか疑問があるとの指摘<sup>18)</sup>がある。八木判事は、不定期刑制度そのものの問題として、①18歳以上の少年については、無期刑と5年以上10年以下の不定期刑という有期刑の上限との間に大きな乖離があり、科刑上の断絶があるということ、また成人共犯者に対して、例えば20年を超える量刑がされたのに、犯情の重い(主犯格の)少年に対して5年以上10年以下の不定期刑に処するしかないとすれば、量刑の均衡という点で問題があることを指摘し<sup>19)</sup>、さらに、②少年に対する不定期刑の量定に際し、まず定期刑を科するとした場合にはどの程度の刑かを想定し、それを基準として不定期刑の長期と短期を決定する実務の一般的な思考方法を前提に、こ

の場合に、まず想定される責任刑を、不定期刑のどこに合わせて、不定期刑の長期と短期を決定するか(責任刑を、不定期刑の短期に合わせる短期説、長期に合わせる長期説、長期と短期の中間に合わせて中間位説が存在する<sup>20)</sup>)について統一的な言渡基準が確立しておらず、裁判員制度を不定期刑制度の下で実施するには、この言渡基準を確立しておくことが最低限必要であることを指摘する<sup>21)</sup>。

上記の八木判事の指摘中、①については、八木判事が述べるように、平成16年改正前刑法が有期刑の上限を15年とし、処断刑の上限を20年としていたもとで、少年法が不定期刑の上限を10年と規定していたことから、刑法が改正され、有期懲役及び禁錮の上限が20年に(刑法12条1項、13条1項)、また、これを加重するときは、30年(刑法14条2項)にまで引き上げられた以上、少年法52条の規定も見直されるべき(長期を引き上げるべき)だと考える。そのような見直しが行われず、八木判事が挙げるような事例において、成人共犯者に対して、20年を超える量刑がなされたのに、犯情の重い少年に対して5年以上10年以下の不定期刑に処するしかないとすれば、その量刑の不均衡が少年の更生にも悪影響を与え(東京高判平成3年7月12日<sup>22)</sup>は、少年の刑事事件の量刑について、「著しい寛刑をもって臨むのは、一般社会の刑事司法に対する信頼を揺るがせるばかりでなく、少年に対し、自己の罪責を軽視させ、いたずらに刑事処分に対する弛緩した意識を抱かせるなど、少年自身の更生のためにも適当とは思われない」旨述べる)、また、裁判員の量刑に対する理解、納得を得る

16) 八木・前掲注3)69頁。

17) この問題についての考察は、主として前掲注3)で挙げた八木判事の御論考に依拠した。

18) 八木・前掲注3)64頁。

19) 八木・前掲注3)65頁。

20) なお、判例においては、一審が不定期刑の判決をし、二審が破棄自判する場合において、その時点で被告人が成人に達していたために不定期刑を定期刑に変更する場合には、不利益変更禁止の関係では中間位説がとられている(最判昭和32年9月20日刑集11巻9号2353頁)。

21) 八木・前掲注3)67頁。

22) 東京高判平成3年7月12日判時1396号15頁。

のが困難となる可能性があり、その場合には裁判員法が、その1条において「趣旨」として挙げる「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」は果たせなくなる。

八木判事の指摘中、②についても、八木判事が述べるように、言渡基準について、短期説、中間位説、長期説のいずれをとるかについて、統一が図られていない状態では、裁判官の個人的考えのいかんによって量刑が大きく変わることになり、法的安定性が見地から望ましくなく、また、裁判員裁判において、少年被告人の量刑を決定するにあたり、著しい混乱を生じさせるおそれがあり、言渡基準の統一は急務であると考え。では、言渡基準につき、短期説、中間位説、長期説のいずれに立つべきか。私は、仮出獄基準が条文上、短期を基準としている（少年法58条3号）にもかかわらず、運用上は長期が基準とされており（平成12年から16年までの間、不定期刑受刑者の約97%の者が、長期の6割以上の執行を受けて仮出獄を許されている状況にある<sup>23)</sup>）、不定期刑の長期を刑期とする定期刑に近い運用がなされている状況に鑑み、長期説に立つのが妥当であると考え。八木判事は以上の議論をさらに進め、不定期刑制度の下においては、裁判員裁判の評議において、不定期刑の上限を定めるほかに下限を定めなければならない、単純に考えても定期刑の2倍の労力を要することになる、また制度の運用上も不定期刑の長期を刑期とする定期刑に近い運用がなされていることから、不定期刑制度を維持するのが相当か疑問とせざるを得ないとし、不定期刑制度を廃止するのが相当とする<sup>24)</sup>が、私はこの見解には賛同できない。不定期刑制度の趣旨が、少年の可塑性に伴う刑の個別化の要請<sup>25)</sup>に基づくものであるならば、その趣旨は、

今後も十分尊重に値し、単に現在の運用上、短期があまり意味を持たなくなっているとの理由のみからこれを不必要なものとして廃止すべきではない。現に、矯正の現場では、不定期刑制度が予定しているほど少年受刑者の改善・更生が早期には進まないのが現実ではあるが、不定期刑の短期が過ぎたころに仮釈放申請ができるように処遇に努めているという状況<sup>26)</sup>があり、矯正の現場においては、不定期刑の短期も一定の役割を果たしていると評価しうる。また、言渡基準の統一がされた場合には、想定される責任刑から不定期刑の短期と長期を定めるのに際し、裁判員に過度の労力を要するとは必ずしも言えないのではないかと考える（もちろん、この前提として、評議において、裁判官から裁判員に対して、不定期刑制度の趣旨、その量刑の決め方等が十分に説明されていることが必要である）。

したがって、不定期刑制度については、その言渡基準を長期説で統一し、また長期の上限を引き上げた上で、裁判員裁判の下における少年の刑事事件の審理においても、維持させるべきであると考え。

#### 4 少年法55条の家庭裁判所への移送に関する問題

少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することの第四の問題点として、少年法55条が保護処分相当の場合の家庭裁判所への移送を定めていることから、裁判所が少年に刑罰を科すためには、保護処分相当性を否定する判断を前提的に行う必要があるが<sup>27)</sup>、刑事裁判に初めて関与し、少年事件について何も知らず、また保護処分が何かを知らない裁判員に、このような判

23) 法務省編『第45保護統計年報平成16年』（法務省、2005年）40頁。八木・前掲注3)68頁。

24) 八木・前掲注3)67-68頁

25) 八木判事は、少年の可塑性に伴う刑の個別化の要請は、今後も支持されるとの前提のもとに、不定期刑を廃止し、定期刑を設けた上で、弾力的な仮出獄の運用ができるよう法整備すればよいとするが、これについては、不定期刑で短期と長期を裁判所が定める場合に比べ、行政の裁量が過度に広がりすぎてしまうのではないかという疑問が残る。

26) 八木・前掲注3)68頁。

27) なお、裁判員法6条は、少年法55条の決定に裁判員も関与するものとしている。

断がはたして可能かという指摘<sup>28)</sup>が挙げられる。しかし、この点については、裁判官が裁判員に対し中間評議や評議等において、少年の事件の手続きの概要、保護処分の種類、内容、少年法 55 条の移送の趣旨等について十分に説明すれば裁判員が理解した上で判断することが可能であると考えられる。この説明においては、具体的には、少年法 55 条の移送のためには、保護不能でないこと（保護処分による少年の改善更生の見込みがあること）及び、保護不適でないこと（事案の性質、被害感情、一般の正義感情などを勘案した上、保護処分が相当と認められること）が必要であること<sup>29)</sup>、保護処分が相当であるとされた従来の裁判例においては、①重大な犯罪ではないこと、②犯情が軽いこと（従属的犯行であること、被害者側に落ち度があること、過剰防衛であることなど）、③犯行後の有利な情状があること（被害弁済がなされていることなど）、④若年で未熟であること、⑤長期の自由刑を科すことが適当でないこと、⑥共犯者の処遇と均衡を失することなどが挙げられ、これらのいくつかの事由を総合的に判断して移送決定がなされていること<sup>30)</sup>等、具体的観点を示すことによって争点を明確化させることができれば、裁判員は、何について意見を述べればよいかを比較的容易に認識することができ、意見を述べやすくなるのではないかと考える（この点は、裁判員の能力の問題として考えるべきではなく、裁判官の中間評議、評議における説明、支援の仕方の工夫の問題として考えるべきである）。また、55 条移送の決定をするか否かにあたっては、保護処分の種類及び処遇の中身、少年院等の施設がどのようなものなのかについての理解が必要であることから、その点について、裁判員が十分な理解が得られるような工夫、例えば、少年院でどのような更生教育が行われているかについてのビデオの視聴等が考えられる必要がある。

保護処分相当性の判断は、法律的な判断というよりも、少年被告人の更生の可能性を中心とした全人格的な判断、社会的・教育的判断が要求されるため、裁判員の一般市民としての健全な良識を活かすことに、通常の刑事事件以上に大きな意義が認められる。重要なのは、裁判員には理解が難しいのではないかと、判断するのが難しいのではないかと、判断するのではなく、裁判員を外す方向で議論するのではなく、裁判員というリソースを少年の刑事事件においてどう活かすのか、また、裁判員がその存在意義を果たせるように、裁判官がどのような支援をすべきかを吟味することではないかと考える。

### Ⅲ. 少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することのメリット

以上、問題点という観点から裁判員制度下での少年の刑事事件の審理を検討してきたが、裁判員制度下で少年の刑事事件を審理することには、問題点だけではなく、積極的な意義も認められると考える。

第一に、少年の刑事事件の審理においては、法的知識だけでなく、少年の生い立ち、生活環境、更生可能性等の観察、評価が要求されるが、このような審理においては、一般市民の「健全な社会常識」や多様な経験が活かされる機会が多いと考えられる。すなわち、多様な経験を有する一般市民が裁判員として少年の刑事事件の審理に参加することで、少年を多様な面から複眼的に見ることができ、結果として、少年の改善更生にとって最も妥当で、国民が納得する判断が導かれる可能性が高い。このように考えるならば、少年の刑事事件を裁判員制度下で行うことは、重大刑事事件の裁判の過程に、国民の「健全な社会常識」を導入して、刑事裁判の質を現在よりも一層優れたものに変えるという裁判員制度導入の眼目<sup>31)</sup>に合致するものであり、

28) 佐藤博＝竹田真「重大少年事件と裁判員制度」現代刑事法 7 卷 1 号 87 頁, 91 頁 (2005)。

29) 上口裕「判批」田宮裕編『少年法判例百選』(有斐閣, 1998) 233 頁参照。

30) 藤本哲也「判批」田宮裕編『少年法判例百選』(有斐閣, 1998) 235 頁。

「法律上死刑を科し得ない犯時18歳未満の少年の刑事事件については、裁判員裁判の対象から除外することも選択肢の1つ」との主張<sup>32)</sup>には疑問があり、むしろ、少年の刑事裁判こそが裁判員裁判の対象とされるべきであり、想定される弊害については、運用上の工夫、必要最小限の立法的な対処により除去すべきである。

また、裁判員を審理に参加させることは、少年の刑事事件の審理においても、人間関係、人間行動に関する「専門的智識」を活用するよう努めるべきとする少年法50条の趣旨に反するのではないかと批判も考えられるが、現在の刑事裁判所も家庭裁判所のような専門的調査機構を備えていないため、家庭裁判所の取り調べた社会記録に依存しているのが実際であり、裁判員裁判の下においても、社会記録が、裁判員が十分に理解できるような形で活用されれば、裁判員裁判によって少年の刑事事件を審理しても、少年法50条の趣旨に反するとは言えない。

さらに、近年、重大な少年犯罪に対して、厳罰をもって対処すべきだとの世論の高まりがあり、国民の社会常識を少年の刑事事件の審理に反映させれば、厳罰化は避けられないのではないかと懸念がありうる。しかし、「健全な社会常識」と一時的断片的「感情・印象・感覚」に基づく判断とは性質の異なるもの<sup>33)</sup>であり、根拠のない認定や意見については、それを問い直す評議が行われる<sup>34)</sup>ことになる。このように、裁判官・裁判員の真剣な議論の場である評議を通じて、「健全な社会常識」に基づく判断が形成されるのであるから、単に一時的断片的な「感情・印象・感覚」に基づく厳罰化はなされないものとする。もっとも、国民の「健全な社会常識」を反映した結果、現在よりも厳しい刑が科される可能性もあるが、それが、少

年の更生等をも考慮した上での結論であるならば、一概に不当とは言えない（前掲東京高判平成3年7月12日<sup>35)</sup>も、著しい寛刑をもって臨むことが少年の更生に必ずしも資する訳ではない旨述べる）。

第二に、少年の刑事事件を裁判員裁判の下で審理することのメリットとして、多様な経験を有する裁判員が加わり、多面的・複眼的に、かつ真剣に審理がなされれば、少年も納得して審理の結論を受け入れることが可能になり、それが少年の更生に資するのではないかということが挙げられる。少年の更生のためには、少年が審理の結論に納得できることが重要だとされるが（前掲最決昭和58年10月26日<sup>36)</sup>における団藤補足意見参照）、少年の更生も考慮しつつ何が最善の判断かを9人の大人が真剣に議論し結論を出すというプロセス自体が少年の更生にとって有益といえる。

第三に、付随的な利点として、裁判員が少年の刑事事件の審理に参加することにより、裁判員として訴訟に参加した国民への教育的効果が期待できる点が挙げられる。重大な少年犯罪に対して厳罰をもって臨むべきとする世論の背景には、事件の特異性等、結果のみに着目した感情的な判断がなされていることが多いのではないかという分析ができると思われるが、多くの国民が、少年の刑事裁判に裁判員として参加し、事件の背景を冷静に見つめ、少年事件の処理のプロセスや保護処分等の更生へのプロセスを把握し、また理性的な評議を経て結論に至る過程を経験することにより、少年の刑事事件の処理に対する司法への理解を深め、延いては、司法への信頼の向上へとつながると考える。また、犯罪を犯した少年や少年の更生に関わる関係者への理解を深めることが、少年やその関係

31) 酒巻匡「裁判員制度導入の意義と課題」法律のひろば57巻9号52頁（2004）。

司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—（平成13年6月12日）」（<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html/>、2007年8月19日最終検索）参照。

32) 八木・前掲注3)70頁。

33) 酒巻・前掲注31)52頁。

34) 河本判事へのインタビュー。

35) 前掲注22)東京高判平成3年7月12日。

36) 前掲注8)最決昭和58年10月26日。

者への支援を広げることにつながることも期待できる。

#### IV. これからの方策 —裁判員裁判における少年の刑事事件をどのように考えるか、 どのように行うか—

最後に、まとめに代えて、裁判員裁判における少年の刑事事件をどう考えるか、また、裁判員裁判の下で少年の刑事事件を審理するにあたり、どのような方策を講じるべきかについて述べる。

まず、裁判員裁判における少年の刑事事件をどう考えるかという点については、上記「Ⅲ. 少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することのメリット」で検討したように、少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することには、様々な利点が認められ、これを積極的に評価すべきであり、少年の刑事事件を裁判員裁判の対象から除外すべきとする議論には賛同できない。

一方、上記「Ⅱ. 少年の刑事事件を裁判員制度下で審理することの問題点」で検討したように、現在の少年事件の審理をそのまま裁判員制度下で行うことには問題があり、これらの問題点に対処するために、以下のような方策を講じる必要があると考える。

第一に、被告人が年少少年の場合には、審理において、少年に過度の威圧感を与えないような訴訟運営を心がけるべきであり、また、少年が陳述する際には、保護者の付き添いを認める等の措置をとるべきである。加えて、少年の防御権が十分に尽くされるよう、弁護人は少年と慎重な打ち合わせを行い、裁判所も公判期日中の接見を広く認める等の配慮をすべきである。

第二に、社会記録の取り扱いについては、その高度の秘密性から、従前どおり、法廷への顕出については、当事者の了解を得た上で、朗読・要旨の告知を省略し、評議において、裁判官から裁判員に対して、社会記録がどのようなものであるか、どのような意義を有するものであるかを丁寧に説明した上で、裁判員が目を通すという扱いをすべきである。また、裁判官は、社会記録については、その秘密保持について特に注意するよう、裁判員に繰り返し確認すべきである。

第三に、不定期刑制度については、立法論としては、その長期の上限を、成人の共犯者との著しい不均衡が生じないように引き上げるべきであり、また、不定期刑の量定に際し、まず定期刑を科するとした場合にはどの程度の刑かを想定し、その定期刑を不定期刑の長期に合わせる形で、不定期刑の長期と短期を決定するという長期説に立った言渡基準で統一すべきである。

第四に、少年法 55 条の家庭裁判所への移送について、裁判官は裁判員に対し、中間評議や評議において、少年の事件の手続きの概要、少年法 55 条の移送の趣旨について十分に説明し、また、保護処分の種類及び処遇の中身、少年院等の施設がどのようなものなのかについて裁判員が十分な理解が得られるような工夫をすべきである。

以上のような措置をとれば、少年の刑事事件を裁判員制度の下で審理する際、想定される問題に相当程度対処することが可能である。このような措置を講じた上で、裁判員制度の下で少年の刑事事件の審理が行われれば、一層の充実した審理と少年の更生における効果が期待できるものと考え<sup>37)</sup>。

(いわほり・ゆたか)

37) 佐藤ほか・前掲注 28)91, 92 頁は、裁判員制度は、もともと少年刑事裁判を裁く制度として考えられたものではないとして、少年の刑事事件は専門参審〔具体的には、裁判官 2 名+参審員 3 名（うち最低 1 名は専門参審員）という合議体による審理〕によるべきとする。そこでの少年の刑事事件を裁判員制度の下で審理することに対する消極的な評価は別として、そこで提案されている「専門参審による少年刑事裁判」との考えは注目に値する。少年の刑事事件を実際に裁判員制度下で実施し、そこで得られた経験、また、任期制の専門参審員の候補として考えられる元調査官、少年保護関係機関関係者等の人材の確保の状況等を踏まえつつ、将来的にこのような制度が導入されるべきか、また実施可能かが検討されるべきであろう（なお、裁判員法附則 8 条参照）。